

「日本の国境に行こう!!」プロジェクトロゴマーク使用規程

平成 29 年 9 月 13 日
内閣府総合海洋政策推進事務局
有人国境離島政策推進室

(趣旨)

第1条 この規程は、平成29年7月27日に「日本の国境に行こう!!」プロジェクト発起人一同の合意により発効された「国境の島憲章」に沿って「日本の国境に行こう!!」プロジェクトを国民運動としていくためのプロジェクトロゴマークを使用する際に必要な事項を定め、もって国境の島々を価値化するプロジェクトの推進及び本プロジェクトに関する国民の認知度向上に寄与することを目的とする。

(使用する際の形状等)

第2条 プロジェクトロゴマークの使用細則は別に定めることとし、用例以外の変型、縦横比率及び色の改変をしてはならない。ただし、第3条に基づき「国境の島憲章」第五に規定するプロジェクト推進事務局（内閣府総合海洋政策推進事務局有人国境離島政策推進室（以下「事務局」という。))へ事前に届出を行い、改変及びその使用について確認を受けた場合はこの限りではない。

(届出手続)

第3条 「国境の島憲章」第二に規定するプロジェクトの推進者が自らの主体的な取組の実施にあたりプロジェクトロゴマークを使用する場合は、使用届出書に必要事項を記入したものを事務局へ送付し、事前に確認を受けなくてはならない。その際、事務局は必要に応じて使用届出書に記載された内容に加え、プロジェクトロゴマークの使用方法（具体的な使用方法がわかる図等の資料）、使用期間等を記した書類の提出を求めるものとする。

2 事務局の確認を受けた内容に変更等があった場合は、速やかに変更の届出を行わなくてはならない。

(使用の管理等)

第4条 第3条の規定に基づくプロジェクトロゴマークの使用確認を行った場合、事務局はその使用が適切に行われるよう、管理を行うものとする。

2 事務局は、プロジェクトロゴマークの使用状況を把握するため、プロジェクトロゴマークの使用者に対し、作成された資料や物品等の提出を求めることができる。

(使用の中止等)

第5条 第3条の規定に基づくプロジェクトロゴマークの使用確認を受けた者（以下「使用者」という。）以外の者がプロジェクトロゴマークを使用している場合または使用者であっても「国境の島憲章」の趣旨や使用規程に合致していない場合など、その使用法が不適切であると事務局が判断した場合、事務局はその使用を中止させることができるものとする。

(使用料)

第6条 プロジェクトロゴマークの使用料は、無料とする。

(留意事項)

第7条 使用者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 関係法規及び本規程を遵守するとともに、プロジェクトロゴマークの機能と品位を損なうことのないよう努めるものとする。
- (2) プロジェクトロゴマークの使用に当たって要する費用は、第三者との係争、審判、訴訟等について要した費用を含め一切が使用者が負担するものとする。
- (3) プロジェクトロゴマークの使用に起因して第三者に損害を与えた場合、使用者はこれに対して全責任を負うものとする。
- (4) 事務局からの要請があった場合、使用者はプロジェクトロゴマークの使用実態の報告等を行うものとする。

(プロジェクトロゴマークに関わる権利)

第8条 プロジェクトロゴマークに関する一切の権利は、事務局に帰属する。

(個人情報の取扱い)

第9条 事務局が入手した使用者の個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）に基づき適切に管理する。